

経済産業省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

| 管理番号 | 提案区分                 |      | 提案事項<br>(事項名)                  | 求める措置の具体的内容   | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性   | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省<br>庁                                  | 団体名  | その他<br>(特記事項) |
|------|----------------------|------|--------------------------------|---|--|-------|--|--|---------------|
|      | 区分                   | 分野   |                                |   |  |       |  |  |               |
| 19   | B 地方に<br>対する規<br>制緩和 | 産業振興 | 産業振興に係る決定<br>権限の移譲(一括交<br>付金化) | <p>関西圏の広域的な産業振興を図るため、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことができる仕組みとすることを求める。</p> <p>(提案にあたっての基本的な考え方)<br/>関西における広域的な産業振興について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活かした産業振興を強力に推し進めていくために、関西広域連合が各地域の現状や課題を踏まえて策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、民間事業者等に対して戦略的に支援を行うことができる仕組みとすることを求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)<br/>地方創生において、地方が自ら地域の特色を活かした産業振興を強力に推し進めていくためには、産業振興における国の役割を国家的成長戦略の策定や高度な基礎研究の推進などにとどめ、広域自治体が圏域全体の統一的な成長戦略を自律的に策定し、それに基づき総合的かつ一体的な施策を展開すべきである。</p> <p>関西広域連合においては、関西における広域的な産業振興について構成府県・指定都市と一体となって取組を進めているところであり、広域連合において策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、圏域内における地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことで、より効果的な産業振興の推進が可能となる。</p> <p>また、国が民間事業者等に直接交付している補助金等は、事業毎に細分化されており、また、毎年度、事業の改廃があるため、民間事業者にとって分かりづらく、使い勝手の悪い制度となっている。</p> | <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的工芸品産業支援補助金</li> <li>・新地域新成長産業創出促進事業費補助金</li> <li>・中小企業・小規模事業者人材対策事業に係る補助金</li> <li>・創業・第二創業促進補助金</li> <li>・ふるさと名物応援事業補助金 等</li> </ul> | 経済産業省 | 関西広域連合<br>(共同提案)<br>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 | 参考資料(関西における広域的な産業振興・農林水産業振興のための戦略的支援施策の決定権限) |               |

| ＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | 回答欄(各府省)  |
|-----------------------------------|---|
|                                   | <p>経済産業省所管の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することはせず、引き続き、国で実施することが適切と考えている。「対象と考えられる補助金」として挙げられている各事業における理由は以下のとおり。</p> <p>(伝統的工芸品産業支援補助金)<br/>当該補助金の交付金化については、伝統的工芸品が都道府県／市町村をまたいで指定されているケースがあることや、関西圏を越える形で異なる都道府県／市町村に所在する事業者が連携して実施する事業計画も数多くあることから、引き続き国による補助金交付を行うことが適当である。</p> <p>(新興市場開拓人材育成支援事業費補助金)<br/>当該事業は、日本企業の市場開拓及び相手国の経済発展の同時達成を目的として、新興国の現地産業人材に対する研修や専門家派遣指導に必要となる経費の一部を補助するものであり、地域の特色を活かした産業振興という目的とは異なる。事業者の選定にあたっては、インフラ、環境・エネルギー、医療等の政策的に重要な分野を重点分野とし、外部有識者による第三者委員会において審査を実施。こうした観点で地域差をもたせず公平な審査を行うためには国による実施が必要不可欠。</p> <p>(戦略産業支援基盤整備事業費)<br/>本補助金は、平成28年度の予算要求は行っていない。</p> <p>(中小企業・小規模事業者人材対策事業費)<br/>経営資源の乏しい地域中小企業・小規模事業者にとって、人材確保は極めて厳しい課題。このため、全国の地域中小企業・小規模事業者が人材を確保できるよう本補助金により支援を行っている。平成27年度予算では、U/Iターン人材を地域の中小企業・小規模事業者に対し、発掘・紹介する事業を行っており、都市部の人材が、人材確保を要する地域中小企業・小規模事業者へ還流するように、人材の地域間移動を全国的・総合的に考えて事業を行っている。例えば大阪の人材を、九州の中小企業・小規模事業者を紹介する魅力発信イベントの実施といった事業も本補助金の対象に含まれる。そのため、国として総合的に事業を行う必要がある。なお、本補助金は、中小企業に対して直接補助金を交付するものではなく、国が目指す方向性に沿って中小企業の人材確保支援を行う民間事業者等に対して補助を行うもの。また、平成28年度からは、補助金ではなく委託事業として実施することとしている。</p> <p>(創業・第二創業促進事業費)<br/>「日本再興戦略－JAPAN is BACK」(平成25年6月14日閣議決定)において、「我が国の起業・創業を大幅に増加させ、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%)になることを目指す」としている。開業率・廃業率10%の目標を達成するため、本事業は、産業競争力強化法(平成25年12月11日法律第98号)の規定に基づき創業支援事業計画を作成し、国の認定を受けた市区町村において、新たに創業を行う者等を対象にその創業・第二創業に要する経費の一部を補助する事業であり、産業競争力強化法において「特に創業の促進に寄与する」と規定される支援事業を受ける等のモデル性の高い取組を全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図るもの。平成27年度の支援件数は計775件、平成28年度の支援件数は計120件程度を予定しており、仮に自治体に本事業の執行を移譲した場合、1自治体あたりの支援件数は少なくなるため、十分な政策効果が得られない可能性が高い。従って、全国的視野に立って引き続き国が支援を行うことが効果的かつ効率的である。なお、国と都道府県の連携強化を図るため、「平成27年度地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定)に従い、都道府県の担当者が地域審査会に参加できること、申請案件について受付後可能な限り速やかに都道府県に共有すること、及び公募に当たって都道府県の窓口において相談対応を可能とすることについて、地方公共団体に平成27年度中に通知することとしている。</p> <p>(ふるさと名物応援事業費)<br/>本事業は、地域経済の活性化を通じた我が国経済の持続的成長を達成するため、地域経済への波及効果をもたらすモデル的産業を全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図るもの。地域経済への波及効果を評価するに当たっては、全国や海外に及ぶ域外需要を取り込めるか、という全国的な視点が必要である。また、平成27年度の支援件数は計272件であり、仮に自治体に本事業の執行を移譲した場合、1自治体あたりの支援件数は少なくなるため、全国的視野に立って引き続き国が支援を行うことが効果的かつ効率的である。なお、国と都道府県の連携強化を図るため、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)に従い、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行っている。加えて、地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助については、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講じている。</p> <p>(革新的ものづくり産業創出連携促進事業費)<br/>本事業は、中小ものづくり高度化法「特定研究開発等計画」の認定を受けた事業者によるもの。中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。このため、引き続き、国が全国的視点に立って実施することが適当である。</p> <p>(商業・サービス競争力強化連携支援事業費)<br/>本事業は、新事業活動促進法「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた事業者によるもの。新事業活動促進法における異分野連携新事業分野開拓計画は、異分野の中小企業者が有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新たな事業分野の開拓を図ることを目的としており、この目的を実現するためには、都道府県域を超えた全国的視点で連携先を見つけることが必要であり、認定案件の2/3以上は異なる都道府県の事業者の連携である。本事業は、本法の認定を受けた事業者を対象としており、全国レベルの先進的なモデル事業など全国的視点に立った事業を横展開することが必要。このため、引き続き、国が実施することが適当である。</p> <p>(小規模事業者等人材・支援人材育成事業費)<br/>本事業で実施する、商工会・商工会議所の経営指導員に対する研修については、経営指導の能力向上を目的に、法律や制度の背景、趣旨についての講義も設けるなど、国が全国的視点の下にカリキュラムの構成にも関与し実施しているもの。各地域ごとに実施している類似の研修事業とは性質を異にするものであり、引き続き、国が実施することが適当である。</p> <p>(JAPANブランド育成支援事業費)<br/>本事業は、地域産品の強みを活かし、海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者の取組を推進する観点から、モデル性の高い取組を全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図るもの。平成27年度の支援件数は計96件であり、仮に自治体に本事業の執行を移譲した場合、1自治体あたりの支援件数は少なくなるため、行政効率の観点から著しく非効率である。また、各自体にとって、少ない支援件数では海外展開支援のノウハウが蓄積し難いため、全国的視野に立って引き続き国が支援を行うことが効果的かつ効率的である。なお、国と都道府県の連携強化を図るため、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)に従い、都道府県に対し、事業実施主体から提出された補助金事業計画に係る情報提供を行うとともに、当該計画について意見聴取を行っている。</p> <p>(下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金)<br/>下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金は、下請中小企業振興法の法認定を受けた事業計画の下で、2者以上の下請事業者が連携して新たな取引先の開拓を図る事業等を支援するものであり、下請中小企業の新たなビジネスモデルとなる事業を全国的な視点から、法律に基づく認定及び補助金の採択を行っているところ。また、採択事例としても、関西圏を越える形で異なる都道府県／市町村に所在する事業者が連携して実施する事業計画もあることから、引き続き国による補助金交付を行うことが適当である。</p> |